

令和3年3月31日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】日本における新型コロナウイルス水際対策強化（注意喚起：検査証明）

【ポイント】

○日本国厚生労働省は、3月19日以降に入国される方に対して、出国前72時間以内の検査証明書の提出を求め、提出できない方は、日本への上陸が認められず、出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されるとしています。

○同省は、日本入国後14日間は、自宅やホテル等での待機等の確実な実施のため、お持ちのスマートフォンに専用アプリをインストールし、利用していただく必要があります。

【本文】

1 変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえ、日本政府として水際対策を一層強化することとし、その一環として、3月19日以降に入国される方に対して、以下の措置を講じておりますので、改めてお知らせ致します。

（厚生労働省ホームページご参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html）

（1）全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。

（2）検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。

●出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。

●検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。

2 厚生労働省は、日本入国後14日間は、自宅やホテル等での待機等の確実な実施のため、お持ちのスマートフォンに専用アプリをインストールし、利用していただく必要があるとしています。

※ 入国に際し、入国後14日間の自宅等での待機や位置情報確認アプリ等の利用等について誓約書を提出していただきます。誓約に違反した場合は、氏名等が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

詳細は以下のサイトでご確認ください。

○厚生労働省ホームページ（日本に入国する皆さまへ（必要なアプリのインストールについて））

<https://www.mhlw.go.jp/content/000752493.pdf>

○厚生労働省ホームページ（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話：（＋968） 24601028

－FAX：（＋968） 24698720

－ホームページ： https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html